

法務省、警察庁及び日本弁護士連合会の主張の整理（その1）

事 項	日本弁護士連合会	法務省・警察庁
未決拘禁者の外部交通の在り方		
		<p>法 警 未決拘禁者の防御権を実質的に保障する上で、その外部交通を充実させることは重要である。</p> <p>他方、捜査段階の未決拘禁者の外部交通については、その地位の性質にかんがみ、捜査の必要との調整を図る必要性がある。</p> <p>また、不適切な外部交通によって罪証隠滅が行われるなど勾留目的を阻害するような事態は避けなければならないし、さらに、施設の人的物的体制の制約があることから、拡充の必要性の程度も勘案しながら、可能な範囲で外部交通の拡充を図るという現実的な対応を考えなければならない。</p>
1 夜間・休日接見	<p>被疑者・被告人の弁護を受ける権利を保障するため、拘置所における弁護人等との夜間・休日接見は不可欠である。</p> <p>一定の条件の下で、休日の一般面会も認められるべきである。</p>	<p>法 短期間での連日的・集中的な公判審理の必要性が格段に高い裁判員裁判の実施等を控え、それに対応するためにも、弁護人等との夜間・休日接見を実施・拡充するなど、何らかの対応を探ることは必要であると認識している。もっとも、一般的に弁護人等との夜間・休日接見を実施することは、職員配置の観点等に照らして相当困難であり、拡充の必要性の程度も勘案しながら、具体的な範囲・方法について検討中である。</p> <p>法 警 現実問題として、限られた態勢の下で接見に対応せざるを得ないことに照らすと、防御権の実質的な保障のため、まずは、弁護人等との夜間・休日接見を優先せざるを得ず、一般人との休日接見についてまで実施することは到底困難である。</p>
2 電話による外部交通	<p>電話（テレビ電話を含む）を利用した外部交通として、以下の3つのパターンを認めるべきである。</p> <p>弁護人と未決拘禁者との間の電話等を利用した秘密交通権の行使としての接見交通</p>	<p>法 警 刑事訴訟法 39 条の「接見」には電話による外部交通は含まれず、未決拘禁者には、現行法上、電話による外部交通を行う権利はないが、刑事訴訟法は、これを認めることが禁止しているものではないと解されるから、運用上、これを認めることが可能である。</p> <p>もっとも、電話による外部交通を実施するための人的・物的体制の問題等</p>

	<p>(弁護人等が、弁護士会、検察庁等から、弁護士であることの確認を受けた上でかけるものに限る)</p> <p>弁護人と未決拘禁者との間の電話等を利用した接見交通のうち、秘密交通権の行使でないもの(双方向。弁護士であることは、所属する法律事務所の電話番号によって確認する)</p> <p>未決拘禁者と接見を禁止されていない者との間の電話等を利用した接見交通(未決拘禁者からかけるものに限る)</p>	<p>があり、まずは、弁護人等との電話による外部交通を優先させるべきであり、一般人との電話による外部交通についてまで実施することは相当困難である。</p> <p>また、弁護人等との間のものの中でも、これを認めるべき具体的な必要性の程度も勘案しながら、慎重な検討を行うことが必要である。</p> <p>さらに、その場合、弁護人等であることを確実に確認できるスキームを採ることが不可欠である。</p>
3 ファックスによる外部交通	電話を補完するものとして、簡単な事務連絡や、「接見・面会にきてほしい」という定型的連絡は、ファックスで行えるようにするべきである(未決拘禁者から弁護人等へ)	<p>法 事務負担の増加量、誤送信の防止策、通信費用の負担等を含めて検討が必要である。</p> <p>警 従来から、被留置人から弁護人等への接見や差入れの要望については伝言しており、ファックスを認める必要性は認められない。</p>
4 弁護人等との間で発受する信書の検閲	弁護人等との間で発受する信書は検閲されてはならない。	<p>法 警 弁護人等が未決拘禁者に発する信書については、内容の検査を行うとする現行法を改め、その旨を確認する限度での検査にとどめることとする。</p> <p>一方で、未決拘禁者が弁護人等に発する信書については、収容の目的や施設の規律及び秩序を害するおそれのあるものも少なくないこと、また、信書が弁護人等以外の者に転々流通するおそれがあることなどから、その内容を検査することが必要である。</p>
5 接見時の書類等の授受	弁護人等との接見交通権の重要性及び弁護人の有する高度の専門性・倫理性にかんがみ、遮へい板のない弁護人用の面会室を整備すべきであり、秘密接見交通権としての書類及び物の授受が実現されるべきである。	<p>法 警 弁護人等との間といえども、職員の立会いのない場での直接の授受を認める場合には、施設の規律及び秩序を害するおそれのある物が授受される危険がある。</p> <p>また、書類の授受については、それが弁護人等以外の者に転々流通するおそれがあり、上記「弁護人等との間で発受する信書の検閲」と同じ問題がある。</p>
6 接見における記録方法の拡充	弁護人接見においては、録音機、カメラ、ビデオカメラの自由な利用を認めるべきである。	<p>法 警 ビデオカメラ等によって記録された媒体が弁護人等以外の者に転々流通するおそれがあり、上記「弁護人等との間で発受する信書の検閲」と同じ問題がある。</p>

事 項	日本弁護士連合会	法務省・警察庁
未決拘禁者のその他の処遇の在り方		
7 未決拘禁者の作業・教育の機会の保障	拘置所において、未決拘禁者自身が望む場合には、受刑者と同様の作業、教育、薬物アルコール対策などのための自助グループのコースへの参加などを認めるべきである。	法 現状では、拘置所における適当な作業の確保が困難であること（現行法下でも、未決拘禁者の希望により作業を行うことを許すことができるが（請願作業）、実際は、ほとんど行われておらず、行われている場合であっても、居室内での紙貼り作業のようなものがほとんどという実態にある。）、教育等を実施するための人的・物的体制が整っていないことなどから、直ちにこれを実施することは困難である。
8 居室外での処遇等	拘置所においては、夜は単独室収容を原則とし、昼間は共同スペースでの処遇とすること、広い共同運動場での運動を行うべきである。	法 夜間の単独室収容については、予算の制約の範囲内で、可能な限り、そのための整備に努めていきたい。共同スペースや共同運動場での処遇については、罪証隠滅の防止という勾留目的を阻害するような事態を避けられる範囲であることが前提となる。また、拘置所の人的・物的体制が整うことが前提となり、直ちに実施することは困難である。
9 懲罰の廃止	未決拘禁者に対する懲罰は、無罪推定を受ける地位と相容れず、廃止されるべきである。	法 懲罰は刑事施設の規律及び秩序を維持するために、これを乱す行為に及んだ者に対して科されるものであり、刑が確定しているか否かとは全く関係ない性質のものである。未決拘禁者の収容を確保するとともに、集団生活をしている未決拘禁者の安全で秩序ある生活と適切な処遇環境を確保するためには、刑事施設の規律及び秩序が維持されるべきことは当然の要請であり、そのためにも懲罰制度を設ける必要がある。 警 留置場の現場では、意図して大声で騒ぐなど、施設の規律・秩序を害する問題被留置者に対する対応に、大変苦労しているところであり、こうした問題に対する対策を、懲罰の活用も含め、十分に検討する必要がある。
10 生活条件	拘置所の居室から窓外の風景を見ることができるようとするなど、居室環境の改善に前向きに取り組むべきである。 拘置所における居室の室温が適当な水準に保たれるよう、適切な措置（冷暖房設備）が執られるべきである。	法 拘置所の立地条件や建物構造によっては、周辺住民等に対するふかん防止等の配慮や、施設外からの撮影等の防止等の観点から、通風や採光をできる限り確保しつつ、必要な範囲で視界を制限することがやむを得ない場合もある。 法 居室の暖房設備については、増改築の際に導入するようにしているところであり、今後も、同様に拡充していく。冷房設備については、今後とも、社会生活の変化や国民の意識なども参考にしながら検討していきたい。

生活の拘禁性が受刑者と比較してはるかに高い未決拘禁者の場合，戸外運動の必要性は極めて切実である。拘置所においては，天候が許す限り，毎日少なくとも1時間の戸外運動を認めるべきである。

未決拘禁中の者についても，健康保険及び雇用保険を適用すべきである。

法 できる限り，その実現に努めるべきものと考えているが，そのためには，運動スペースや職員配置などの問題が解決されることが前提条件となる。さらに，未決拘禁者の場合，受刑者と異なり，罪証隠滅の防止のため，他の未決拘禁者との接触を断たなければならないことに伴う制約がある。また，未決拘禁者の場合，出廷等のため，昼間は拘置所にいないことがあり，夜間，戸外で運動させることは難しいことから，例外とせざるを得ない。

法 警 健康保険の適用については，行刑改革会議においても議論され，妥当ではないとの結論に至っている。また，被収容者が労働に就かない状態は，雇用保険法の給付の対象となる失業には当たらないと解されている